

第 7 8 回 川 崎 市 公 募 公 債  
発 行 要 項

- |                 |   |                         |
|-----------------|---|-------------------------|
| 1. 発行者の名称       | 川崎市   | ドイツ証券株式会社               |
| 2. 発行総額         | 金100億円  | モルガン・スタンレー証券株式会社        |
| 3. 発行の目的        | 平成18年度一般会計資金  | 岡三証券株式会社                |
| 4. 発行日          | 平成18年6月28日  | JPMorgan証券株式会社          |
| 5. 各公債の金額       | 1万円   | 丸三証券株式会社                |
|                 | 本公債については社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。   | クレディ・スイス証券株式会社          |
| 6. 利率           | 年2.0パーセント   | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構   |
| 7. 発行価額         | 額面100円につき金99円90銭  | 17. 応募者利回り 年2.012パーセント  |
| 8. 償還金額         | 額面100円につき金100円  | 18. 新証券コード JP2141301669 |
| 9. 償還の方法及び期限    |   |                         |
|                 | (1)本公債の元金は、平成28年6月28日にその全額を償還する。  |                         |
|                 | (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。   |                         |
|                 | (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。   |                         |
| 10. 利息支払の方法及び期限 |   |                         |
|                 | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年6月28日及び12月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。  |                         |
|                 | (2)償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。   |                         |
|                 | (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  |                         |
|                 | (4)償還期日後は、利息をつけない。  |                         |
| 11. 申込期日        | 平成18年6月15日  |                         |
| 12. 募入方法        | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。   |                         |
| 13. 払込期日        | 平成18年6月28日  |                         |
| 14. 募集の受託会社     | 株式会社横浜銀行(代表)<br>株式会社三井住友銀行  |                         |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行(代表)<br>野村證券株式会社<br>株式会社みずほ銀行<br>株式会社三菱東京UFJ銀行<br>大和証券エスエムピーシー株式会社<br>日興シティグループ証券株式会社<br>株式会社三井住友銀行<br>株式会社りそな銀行<br>新光証券株式会社<br>三菱UFJ証券株式会社<br>みずほインベスターズ証券株式会社<br>みずほ証券株式会社<br>川崎信用金庫<br>メリルリンチ日本証券株式会社<br>ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 |                         |

以 上